

第26回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日（金） 午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	10	中島 準一
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	11	田村 正弘
委員	1	緩利 哲治	委員	12	田井中 勲
委員	2	林田 清光	委員	13	福井 幸生
委員	3	田畑 啓之助	委員	14	今井 百合
委員	4	保井 章	委員	15	川村 克己
委員	5	林 廣美	委員	16	寺田 勝典
委員	6	伴 慎也	委員	17	瀧井 和雄
委員	9	奥村 喜美子			

5. 欠席委員 議席7番 小倉 剛 委員
議席8番 松下 富男 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席17番 瀧井 和雄 委員
議席18番 西田 くみ子 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第120号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第121号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第122号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第123号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○意見書検討委員会報告事項

○湖国女性農業委員・推進委員会協議会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番小倉剛委員、議席8番松下富男委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席17番瀧井和雄委員と、議席18番西田くみ子委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第120号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号19について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第120号、整理番号19について説明します。
本案件は、国税滞納処分による公売にて、農地を取得しようとする案件です。申請内容の前に、公売の流れについて説明いたします。
公売であっても農地を取得する場合には、農地法の許可が必要であることから、落札後に許可を得られることを確認するため、公売の実施機関である大阪国税局は、農地買受適格証明の提出を公売参加の要件としています。この買受適格証明の交付にあたっては、落札後の許可を考慮したものであるため、3条または5条の許可申請書も提出させて、その内容を審査して証明書を交付する必要があります。
また、証明を発行すると議決された場合、公売開札から売却決定までに、総会にて審議いただくことができないため、落札後の3条または5条の許可も併せて、審議いただくこととなります。
今回は、3条案件として買受適格証明願が提出されていますので、落札後、3条許可相当であるかどうかの審議です。
それでは、許可申請内容について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
自作の茶畑の隣接農地が公売されたことから、現状のまま茶畑として利用するために申請されたものです。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可

要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号19については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席9番奥村です。
令和4年8月3日、橋本推進委員と現地確認し、申請者から聞き取りを行いました。譲受人は茶の専業農家で、引き続き耕作されますことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 本件は、公売案件です。譲受後は、茶畑として耕作されます。農地利用最適化推進に支障ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号19について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きますして、3条調書、整理番号20について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号20について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は農地の管理が行えず後継者もないことから、譲受人と、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号20については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席1番緩利です。

7月16日に、現地で岡本推進委員と譲受人の父親から話を伺いました。譲受人は、譲渡人の土地を以前から耕作をされており、このたび、譲渡人が地域から出られ、自宅の売却に合わせ、土地も手放したいとのこと。譲受人へ贈与により土地を譲渡し、今後も水稻を継続されます。今回の申請は問題もないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号24岡本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号24岡本です。

現地にて確認しました。譲受人は、過去数十年にわたって当地を耕作されておられます。農地利用最適化について支障はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号20について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号20については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号21について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号21について説明します。議案書は3ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人と譲受人は農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号21については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席10番中島です。

現地確認は7月31日、申請人立会いのもと実施しました。現地は、登記上は田になっておりますが水が入らないため、畑として耕作されておりました。申請人の父親が何十年も前に、圃場整備が実施されたときに、何らかの理由で登記をしないまま、その内容で覚書を作成し、現在に至っておりました。今回、代替わりしましたが、次の代に先送りはできないと、所有権移転の手続きで話がまとまりました。

譲受人が現在も野菜を作付けしておりますが、所有権移転後も変わらず、畑として利用されます。この申請につきまして、許可相当と見受けられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 今回の案件は、双方の父親の覚書により、登記をせずに現在に至り、正常化するための所有権移転です。所有権移転後も、畑作を続けられます。土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障ありません。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号21について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きます。整理番号22については、次の整理番号23と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号22番と23番については、申請人2人が互いの農地を等価交換するための申請であり、関連があるため合わせて説明します。議案書は3ページ、4ページ、参考図は7ページ、8ページです。いずれの申請地も、農業振興地域内の白地農地です。
両者が所有する不耕作の農地を交換すれば、互いの農地が互いの自宅に近い位置となり、自宅周辺の農地と集約して効率的に利用できることから、交換による取得を双方合意され、申請されました。
整理番号22の田は、水稻の栽培を行う予定で、整理番号23の畑は、季節野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、両申請とも、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です
- 議 長 3条調書、整理番号22及び整理番号23については、議席13番福井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席13番福井です。
8月6日、田中推進委員と現地確認しました。譲渡人と譲受人の双方の農地を自宅に近い土地として交換することによって、今後耕作するうえで有効活用ができます。周辺の地域において支障ありません。
このように、早い段階で農地の有効活用ができることは、地域にとっても好ましいことと思います。問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号36田中推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号36田中です。
互いに宅地に隣接する土地の交換になります。特に問題もなく、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号22について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号23について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号23については、許可とすることに決定いたします。

議案第120号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第121号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号6について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第121号、整理番号6について説明します。議案書は5ページ、参考図は9ページ、10ページ、土地利用計画図は11ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を住宅の庭とするための申請です。新たな造成工事はなく、雨水排水は、地下浸透による処理とされます。隣接農地との間にはブロック塀を設置されることで、雨水排水や土砂の流出による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号6については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号13番福井です。
4月17日、担当業者と和田推進委員と私で、現地確認しました。所有者の譲渡人は、現在市外にお住まいで、現地は、空き家となっています。住宅の裏庭の地目が畑であり、転用申請をし、処分されることです。近隣の理解も得られており、問題はなく許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議長 続いて、区域番号34和田推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号34和田です。
補足としまして、被害防除のためブロック塀で囲まれており、大きな被害が外に出ることはないと考えます。排水についても、雨水排水策は整っており、宅地化がされていますので、農地への悪影響を及ぼすことはないと考えます。したがって農地利用の最適化に問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号6について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、整理番号7について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号7について説明します。議案書は6ページ、参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画図は14ページです。申請地は、都市計画区域外の第2種農地です。
申請地を喫茶を含む交流施設の敷地にするための申請です。申請地は第2種農地ですが、当地域において目的の施設の用に供するための適切な用地がほかにないことからやむを得ないと考えられます。新たな造成工事はないことから、転用

による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号7については、議席19番、私、北田が説明いたします。

担当農委 当該地は、昭和50年代までは、お茶の栽培をされていました。先代が亡くなり、後継する者がいないため、その後は耕作されず保全管理となっていました。この土地をどの様にすべきか家族で検討されていた中、昭和61年に自宅を新築の際、家財道具を保管するための小屋を設置したことに始まります。その後、平成4年に当該地のそばにバイパスが敷設されることとなり、道路改修用の資材置き場として、小屋を撤去し、更地にした状態で貸与されていました。道路敷設後は当該地で、平成12年には、地域の集会所としての山小屋風サロンを計画・利用となり、平成14年には農村カフェを経営する形へと変遷しています。

令和元年ごろ、農業委員として、転用許可の確認していたところ、許可申請がされていないことがわかりました。申請者に経緯を伺い、再三にわたり申請を行うよう指導をしていましたが、繁忙を理由になかなか申請がされませんでした。この度、関谷推進委員の協力もあり、申請に至ることとなりました。

幸いにも当該地は山裾にあり、周辺には農地はないため、悪影響はありません。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号45関谷推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 事務局の説明及び北田農業委員の説明のとおりです。農地利用の最適化の推進には支障ありません。ご審議のほどよろしく願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに私の説明、また担当推進委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号7について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。
議案第121号については、以上であります。

議長 続きます。議案第122号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
5条調書、整理番号29について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第122号、整理番号29について説明します。議案書は7ページ、参考
図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。申請地は、非線
引き都市計画区域内の準工業地域および第1種住居専用地域にあり、第3種農地で
す。

申請内容は、住宅敷地、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、
住宅の売買と合わせ、農地を、住宅への進入路を含む住宅敷地と、住宅のための駐
車場として利用されます。住宅敷地部分については、新たな造成工事はありません。
駐車場部分については、防草シート及び砂利にて施工されます。雨水排水は、
敷地内の既設排水施設を利用し処理されます。以上のことから、転用による周辺農
地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得ら
れています。住宅敷地部分の隣接農地所有者の承諾は得られていませんが、農地転
用申請について説明をしていること、何か問題があれば連絡するよう伝えているが
現時点でも連絡がないとこのことの説明を添付されています。また、事業に要する資
金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号29については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。
す。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲渡人は現在、身内もなく、出生地のもとへ帰ることを決意され、家屋屋敷に
付随する農地を売却するものです。その手続きの中で、住宅敷地の一部が農地で
あったことが判明し、顛末書が添付されています。

譲受人は物件を購入後、西側の長い間不耕作地となっている畑を、自家用3台
分と来客用1台分の駐車場として利用することを計画しておられます。駐車場に
進入するには幅員が狭いため、宅地及び申請地の一部を進入道路として利用され
ます。排水対策は敷地内の雨水を1か所に集め、既設排水路へ放流され、周辺の
土地の影響はありません。事務局の説明では、隣地の方の承諾は得られていない
との説明がありましたが、承諾は得られております。地元農業改良組合の同意も

得られています。現地確認は、8月9日に行い、吉村農地利用最適化推進委員とともに、申請の目的・農地利用最適化の面からも許可相当との判断をしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号16吉村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号16吉村です。

重複する部分がありますが、私から補足説明いたします。譲渡人は身寄りもなく、当地では生活するのが難しいとのことで、出身地へ戻りたい意向をお持ちです。そこで、宅地並びに隣接する屋敷畑も売却する決断をされたようです。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号29について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号29については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号30について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号30について説明します。議案書は9ページ、参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画図は20ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、太陽光発電所を目的とする、農地の賃貸借および地上権設定です。計画によると、申請地を含む、計7,281.54平方メートルの開発区域に太陽光発電所を設置されます。太陽光パネル1,440枚、パワコン9台を設置され、発電設備としての発電出力は450キロワットとなっています。雨水排水は、開発区域内に素掘り水路及び集水桝を設置して調整池に集水され、既存水路に放流処理されます。造成工事では、切土及び盛土により素掘り水路や調整池に地表水が流れるような勾配を取り、開発区域外に溢水しない形状とされます。隣地との境界に段

差がある個所は、安定勾配の法面で仕上げられます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、事業に要する資金は借り入れとされ、書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号30については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

8月12日に新治地区担当の和田推進委員と、野田地区担当の田中推進委員とで現地確認しました。また、太陽光発電事業の設計、調整役の業者とも現地確認し詳細を伺いました。譲渡人である貸出人13名と、多くの人が関わっておられます。土地の筆数も24と多数あります。この話をまとめるのに大変な苦労があったと思います。

許可後は、譲受人において、工事中・完了後も管理されます。地元の新治及び野田の改良組合長・区長に対しても、地元説明会・現地確認を行い、同意も得られています。そのことも確認しました。

大変広い範囲であり、特に周辺への対策について危惧するところがありました。調整池の設置や水路の設置、フェンスの設置など、多々にわたる、敷地詳細にわたる対策において、計画が密にされていることを確認しました。この申請は地域の高齢化のため、耕作を続けることが難しくなっている現状の中、今般の日本の自然エネルギー自給率アップのため、すべてにおいて良いことだと思えます。さらに、この事業は、地元地権者、隣接者に対して誠実に進めておられることも確認しました。総合的に判断し、問題なく、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、新治地区は、区域番号34和田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号34和田です。

草刈り等の管理が気になっていましたが、これに関しては、代理業者がほぼ専属で対応されると確認しております。従って近隣への悪影響を及ぼすことはなく、農地利用の最適化に問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、野田地区は、区域番号36田中推進委員、補足説明をお願いします。

- 担当推委 区域番号36田中です。
特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号30について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号30については、許可相当とすることに決定いたします。
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。
議案第122号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第123号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第123号について説明します。議案書は10ページからです。
今月の決定は1件で、買い手、売り手と農用地の所在、面積は、12ページの利用権設定等の明細のとおりです。
11ページの利用権等設定総括表をご覧ください。所有権移転の面積は3,264平方メートルです。また、買い手の農地台帳による経営状況は、13ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第123号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第123号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。

議案第123号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は14ページ、15ページ、参考図は21ページ、22ページです。

今月は、農地法第5条の届出が1件、農地法施行規則第29条の届出が1件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

まず、**報告事項1「意見書検討委員会報告事項」**については、西田委員長からお願いします。

西田委員長 ・第8回意見書検討委員会の開催

議 長 続きまして、**報告事項2「湖国女性農業委員・推進委員協議会報告事項」**について、今井委員お願いします。

今井委員 ・ 第 2 5 回湖国女性農業・推進委員協議会定期総会および学習会

議 長 続きますして、報告事項 3「事務局報告事項」について、お願いします。

事 務 局 ・ 経過と予定
・ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃借権の解除通知

議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。